

平成28年 第4回大田市教育委員会定例会

日時 平成28年4月27日(水) 午後2時30分

場所 大田市教育委員会事務局

1. 開 会

2. 前回の会議録の承認について

3. 経過報告

4. 議 題

- 議第15号 大田市社会教育委員(兼公民館運営審議会委員)の委嘱について (社会教育課)
- 議第16号 大田市図書館協議会委員の任命について (社会教育課)
- 議第17号 大田市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正について (石見銀山課)
- 議第18号 大田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (総務課)

5. その他

○報告

- ・「教育ビジョン基本構想」に基づく「基本計画」の策定について (総務課)
- ・教育の魅力化に係る地域おこし協力隊事業募集及び活動支援業務の
公募型プロポーザルの実施について (総務課)
- ・大田市立公民館運営委員会委員の委嘱について (社会教育課)
- ・平成28年度社会教育の方針と事業について (社会教育課)
- ・平成28年度全国学力・学習状況調査について (学校教育室)
- ・山村留学について (山村留学センター)
- ・大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱の一部改正について (石見銀山課)

○その他

- ・学校再編について (総務課)

7. 閉 会

平成28年第4回大田市教育委員会定例会会議録

平成28年4月27日午後2時30分、大田市教育委員会事務局において、第4回大田市教育委員会定例会を開催した。

1. 開会及び閉会

開 会 平成28年4月27日 午後2時30分

閉 会 平成28年4月27日 午後3時40分

2. 出席委員の氏名

教育長 大國晴雄

委 員 竹下ちとせ 仲野義文 梶 伸光 梅枝奈保美 福間信隆

3. 欠席委員の氏名

なし

4. 傍聴人

なし

5. 委員及び傍聴人を除くほか議場に参加した者の氏名

田中教育部長 川崎総務課長 橘学校教育室長 川上学校教育室主査

川島社会教育課長 遠藤石見銀山課長 渡邊学校給食センター長

西村山村留学センター長 後藤人権推進課長 木村総務管理係長

6. 開 会

大國教育長開会を告げ開会

(1) 前回の会議録について

教 育 長 前回の会議録について、いかかでしょうか。

委 員 (なし)

教 育 長 特に無いようですので、前回の会議録についてはこのとおり承認をいただいたものとします。

(2) 教育長の報告について

教 育 長 3月の定例教育委員会は24日に開催しましたので、25日以降のところから報告します。25日は、社会教育委員の会、ALTについての関係校との協議をしております。今まで社会教育課におりましたスティーブ・ジョンソンさんをALTのコーディネーターを主な業務とし学校教育室に配属になったことを中学校長へお伝えし、学校間のバランスをとるために時間割の変更を協議したところです。26日は豊栄神社の現地説明会を開催しました。27日は、沖泊の恵比須神社の竣工式典が行われました。28日は市内で異動される学校の教職員方の転補辞令を校長先生にお渡ししました。29日、学力向上のために支援員を配置するというお話をしていたと思いますが、市内の大規模校、大田小学校、長久小学校、久手小学校、朝波小学校、仁摩小学校に学力向上のための支援員を配置するというので、それぞれ校長先生に集まっておき協議をしました。31日は、教職員の退職辞職の辞令を行っております。4月1日は、人事異動等の関係の辞令交付式をいくつかおこなしました。6日は春の交通安全決起大会に出席しました。また、同日と7日は、管理職の異動があった学校を巡回しました。7日は山村留学の入園のつどいがありました。8日は、北三瓶小学校、中学校の入学式がありました。9日、大田高校は私、邇摩高校は仲野委員さんが入学式に出席しました。11日は市内小中学校及び出雲養護学校の分教室の入学式がありました。12日は校長会、13日には特別支援教育の支援員と特別支援コーディネーターとの研修会を開催しました。14日、15日で浜田教育事務所管内の三市三町教育長会の総会が大田市で開催されました。15日には大森の世界遺産センター、なかもむら館、宗岡家の修理工事現場などを見学していただきました。1

5日は、学力向上支援員関係校の協議を行いました。18日、防犯協力会総会で、教育委員会に関わるところでは問題行動や非行が非常に少なくなったと報告がありました。19日は全国学力調査と山村留学の農家会合がありました。20日に臨時市議会があり、議長には内藤芳秀議員、副議長には木村幸司議員、総務教育委員会委員長は三浦靖議員、副委員長は松村信之議員に決まりました。同日、幼稚園教育研究会がありましたので、出席しました。23日部落解放同盟の島根県連大会が大田市のふれあい会館で行われました。25日、島根県都市教育長会議、島根県市町村教育委員会連合会、市町村教育長会議に出席いたしました。昨日、クロスカントリーの実行委員会を開催し、今年は20回の記念大会となります。8月21日開催予定です。以上です。

(3) 議 題

教 育 長 それでは、議題に入ります。議第15号大田市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育課からお願いします。

川島課長 それでは社会教育課から、議第15号大田市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明します。資料1頁目に委員名簿を載せております。3人の方が新任です。次の2頁をご覧ください。まず、一人目、三島一友委員、邇摩高校の校長です。人事異動による委嘱であります。それから、二人目、武田祐子委員、大田市校長会の会長で久手小学校の校長です。大田市校長会の役員改選による委嘱です。三人目、長岡晃司委員、大田市青年協議会会長さんです。大田市青年協議会の役員改選による委嘱です。以上の3人がこの度の異動による新任となります。資料の3頁には根拠法令を載せております。以上です。

教 育 長 この件について、何かご意見はありませんか。

委 員 (なし)

教 育 長 そうしますと、議第15号大田市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について、承認するものとします。続きまして、議第16号大田市図書館協議会委員の任命について、社会教育課からお願いします。

川島課長 それでは、議第16号大田市図書館協議会委員の任命について、説明します。資料1頁に名簿を載せております。上から4番目の江戸委員が、大田市校長会の役員改選に伴い学校図書館部会長となら

れ委員を委嘱するものです。大森小学校の校長です。資料の2頁には根拠法令を載せております。任期は今日の定例教育委員会を経まして、明日から平成30年1月31日までです。

教育長 この件について、何かご意見がありませんか。

委員 (なし)

教育長 それでは、議第16号大田市図書館協議会委員の任命について、承認するものとします。続きまして、議第17号大田市伝統的建造物群保存地区保存条例規則の一部改正について、石見銀山課からお願いします。

遠藤課長 それでは、議第17号についてご説明いたします。資料の2頁の説明資料をご覧ください。改正の理由は、大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会に関することと、補助事業の執行に関することについて、適正に規則を運用するため本規則の一部を改正し、様式を新たに加えるものです。改正の内容は、1点目、大田市伝統的建造物群保存審議会に関する条文を追加する。2点目、補助事業執行者を教育長から市長に変更する。3点目、補助金等確定通知書の様式を新たに加える。このような改正となっております。施行期日は平成28年4月1日であります。4頁以降に新旧対照表を載せております。6頁の第12条、補助金の額の確定のところで、これまで定めてなかった様式を定めました。7頁の13条、14条は条文の番号がずれたものですが、新たに15条と16条のところで、審議会の会長及び副会長、あるいは会議について加えております。以上です。

教育長 審議会のことは今までなかったんですね。

遠藤課長 教育委員会規則には、審議会設置について必要な事項として定めがありませんでした。

教育長 その他、何かございませんか。よろしいですか。

委員 はい。

教育長 それでは、議第17号大田市伝統的建造物群保存地区保存条例規則の一部改正については承認したものといたします。続きまして、議第18号大田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、総務課よりお願いします。

川崎課長 大田市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。資料の1頁をご覧ください。別表第1の2人事事項を次のように改めるとしております。2頁をご覧ください。改正の理由は、市長部

局の方で運用しております大田市事務決裁規程の一部改正が、この4月1日から施行されております。これに伴いまして、教育委員会事務決裁規程につきましても、市長部局にあわせる形で改正を行うものであります。改正の内容は、人事事項につきまして、一つは専決区分の変更、職員の7日以上休暇欠勤あるいは職務に専念する義務の免除、これにつきましてはこれまで教育長決裁でしたが、当該職員の役職により教育長決裁、部長専決、課長専決とするものです。二つ目に、決裁事項の追加ですが、これまでの職員の事故報告については決裁の規程がありませんでした。重大なものについては教育長決裁とし、特に重要な物は市長決裁とすると定めております。そしてもう一つ決裁事項の変更ですが、旅行命令及び復命に関する事でこれまでは、県内と県外を区分し出張する職員の役職により決裁区分が違っていました。この度、県内と県外の区分を失くし、従前の県内の場合の決裁区分に統一しています。施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしております。3頁には新旧対照表を載せております。以上です。

教育長 この事故報告の、重大なもの、特に重要なものというのは、何か整理されていますか。

川崎課長 死亡事故は当然、特に重要なものとなりますが、いろんなケースがありますので、その都度人事課と相談して、決めることになると思います。

福間委員 この事故は、交通事故だけではありませんね。

教育長 そうです。

福間委員 我々に事故があった場合はどこまで報告ですか。

教育長 全くなしにはならないかもしれませんが。他にも委員さんはおられますから、そのあたりはまた調べておきます。他にはよろしいですか。

委員 はい。

教育長 それでは、議第18号大田市教育員会事務決裁規程の一部改正について、承認されたものとしたします。

(4) その他

教育長 では、「その他、報告事項」に入ります。「教育ビジョン基本構想」に基づく「基本計画」策定について、総務課の方から願います。

川崎課長 特に資料は用意しておりませんので、口頭での報告ということでご了承いただきたいと思えます。昨年度策定をいたしました「教育ビジョン基本構想」に基づく「基本計画」につきましては、本年5月中に策定し、6月議会の全員協議会で報告する予定としておりました。しかしながら、本基本計画につきましては、それぞれの基本方針に掲げた重点目標に沿って、様々な計画を進めていく必要があります。この中には、本年度から新規事業として取り組んでいる、あるいはこれからスタートする事業が含まれておまして、この新規事業の具体的な取り組みや施策の方向性が見えない段階で基本計画に落とし込むことはかなり難しい状況であると考えております。また、ビジョンにおきましては、基本計画は次期大田市総合計画の前期計画の終了年次に合わせて、平成33年度までの6年間としておりましたが、大田市総合計画が2年間延長され、次期総合計画の前期計画は平成31年度から35年度となる見込みとなりました。このため、いずれにしても教育ビジョン基本計画は、次期大田市総合計画の前期計画終了年次と異なることとなるため、平成32年度までの5年間の計画としたいと考えております。もう一点、教育ビジョン基本計画の策定にあたりましては、5年間の財源が必要となります。先ほど申し上げました、大田市総合計画の2年延長に伴い、改めて延長期間の事業のとりまとめ、財政推計が必要となることから、この中に、基本計画の財源を確保していく必要がございます。従いまして、新規事業の方向性や他の計画との整合性を図る必要が生じたことに伴い、教育ビジョン基本計画の策定を11月、議会の全員協議会での報告を12月に変更したいと考えております。いずれにいたしましても、大田市教育ビジョンの実現に向け、最大限の努力と調整をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

教育長 5月までに作成と言っていましたが、先程のような事情で11月に変更するということと、年度を28年度から32年度とするという2点ですね。

川崎課長 そうです。

教育長 ということで、作成作業をすすめていくこととなります。何かご意見はありませんか。

委員 (なし)

教育長 それでは続きまして、教育の魅力化に係る地域おこし協力隊事業

募集及び活動支援業務の公募型プロポーザルの実施について、総務課の方からお願いします。

川崎課長 資料として、大田市公告第20号、「平成28年度大田市地域おこし協力隊事業（教育魅力化）募集及び活動支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」をお配りしております。先週の22日金曜日にこの公告をホームページに掲載しました。教育ビジョンの基本構想に基づきまして、高校の魅力化、山村留学センターの魅力化について、地域おこし協力隊員による事業展開を考えたいということで、このプロポーザルにつきましても、まずその地域おこし協力隊員を集める事業者を公募で選定をするということになります。このプロポーザルに基づきまして、提案書等の資料の提出を求め、その後事業者の決定をします。ちなみに人員につきましても、4名を予定しています。山村留学センターに1人、大田高校、邇摩高校にそれぞれ1人、そしてこの3人を統括するコーディネーター1名を総務課内に配置する予定です。資料の2頁にスケジュールを載せております。5月の25日に提案者によるプレゼンテーションを予定しており、受託者として選定された事業者が4人を集めるということになります。予定としては7月1日採用で活動を始めることとしています。以上です。

教 育 長 4名の隊員募集支援業務をするということで募集するということですね。

川崎課長 そういうことです。

教 育 長 一般的には1人ずつ募集を行うのですが、今回は4人でチームを組んでやってもらうということで、チーム募集という形です。他に、なにかありませんか。よろしいですか。

委 員 はい。

教 育 長 それでは、次の大田市公民館運営委員会委員の委嘱について、社会教育課からお願いします。

川島課長 大田市公民館運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。まず、資料の1頁に、公民館運営委員会委員の概要として①から④を掲げています。①公民館運営委員会委員は各公民館に15人以内。②公民館運営委員会委員は教育委員会が委嘱する。③委員の任期は1年。④委員の任務は館長から依頼された各事業の企画実施について調査審議を行い、公民館運営に協力する。ということであり、公民館ごとの委嘱状況ですが、7つの公民館で合計97名の方に委

嘱をしております。2頁、3頁に委員の名簿を載せております。4頁には根拠となる規則を載せております。以上です。

教育長 東部と仁摩の女性委員の割合が低いですね。どうしてもまちづくりセンター長や自治会長さんがなられますので、もう少し何か工夫しないと女性委員さんは増えないかもしれませんね。

川島課長 次年度以降の委嘱については、女性委員さんを増やしていく話をしていこうと思います。

教育長 それから、もう少し若い方にも委員になってもらえるように考えていかないといけませんね。現役の保護者世代の方とか、いろんな方に社会教育に関わってもらえるように大田市公民館連絡協議会でも話してもらえませんか。他に何かありませんか。

委員 (なし)

教育長 続きまして、平成28年度・社会教育の方針と事業について、社会教育課からお願いします。

川島課長 それでは、平成28年度・社会教育の方針と事業(案)についてご説明します。事前にお送りしておりますので、個別の説明は省略させていただきますが、今年度は教育ビジョンの基本構想が策定をされたということで、その基本構想に沿った内容に改めています。また、ESDの考え方であるとか、そういうことも組み入れた内容になっています。5頁以降のところ、上の欄に目標、あるいは9頁、11頁、12頁にも各項目に沿った目標があります。この内容については、今年度、教育ビジョン基本構想に沿った内容に大幅に改めています。

教育長 何かご質問がありますか。

竹下委員 これは、教育ビジョンの基本構想、今度基本計画ができるんですが、それとの整合性というのはあるのですか。例えば、目標に図書館のところですが、「大田市立図書館運営方針を基に、知る権利を保障する身近な役立つ図書館を目指す。」が入っていますよね。そういった場合に、いろんな事業名が書いてありますが、ここの中のどれがそれに当たるのか、わかりにくいと思います。先般、子ども読書活動推進計画というものもできていますが、そういったものがこの事業とどうかかわるかとか読み取りにくいと思います。公民館と連携してというような場合はどうかと8頁を見ると、学校・家庭・地域各種団体が連携した取り組みの中に、学校、図書館と連携し、学校や家庭における読書支援活動を行うと事業の内容が挙がってい

ます。それを受けて図書館もその内容がここに無いといけないと思います。

田中部長 基本構想を踏まえた記載の水準にはなっていると思います。そのうえで基本計画は今年度の作業ということになりますので、その中で具体的なものを見出して、改めて、平成29年度に向けたものの改訂版の中に反映させるということで進めていきたいと思います。従いまして、指摘をいただいたように具体的な計画の部分が十分に反映されていないですが、これについては今年度の作業を通じて見出したものを踏まえながら、記載に加えて補いながら今年度のところは進めていくということで、現時点ではご理解を賜りたいと思います。

教育長 目標と事業のところ少しギャップがあるということですね。よくわかりました。今年度検討させていただきたいと思います。

竹下委員 すみません。細かいところなんですけど、中央図書館の方には、ブックトークという事業名があります。全く同じことを仁摩図書館でもやっていますが、展示という事業名になっていて、対象が一般となっていますが、実際は児童にも行っていて、このあたりの表記が各図書館でバラバラのように思います。統一できるところはきちんと統一された方がいいですし、各館の特徴を述べた方がいいと思います。それと、職員によるおはなし会、ボランティアによるおはなし会となっていますが、図書館ボランティアと職員が協力してやっているという形だと思いますが、仁摩図書館は、職員による出前おはなし会は備考欄に記載がありますが、その他のおはなし会のところはボランティアさんの記載がありません。現状を反映していないように思います。

教育長 あとでもう少し確認して、修正をしてください。

川島課長 はい、わかりました。

教育長 続きまして、平成28年度全国学力・学習状況調査について、学校教育室からお願いします。

橘室長 資料をご覧ください。基本的には昨年度と変わっておりません。今年も全国学力調査、島根県の学力調査に大田市は参加します。4月19日に全国学力調査が小学6年生、中学3年生を対象として、無事に終わりました。昨年度から、全国学力調査分について、自校採点をすることにしております。実施後に素早く、児童、生徒の定着度を学校の先生方が直に感じて、早めのところで授業改善に活か

していこうというのが、大きな趣旨になっています。具体的な方法として、答案用紙を中央に送る前に各学校でコピーをして、それを各学校の先生方で採点をして、子どもたちが理解をどの程度達成しているか、早めの実態把握に努めます。採点後の答案用紙は、学校の方で確実に処分をすることにしています。採点の結果の数値化ですが、厳密な点数化ということではなく、あくまでも児童生徒の学力の状況を把握することが主眼ですので、どの程度こういった思考問題が達成できているのか、あるいは基礎的な内容が定着しているかということをおまかに早めに知るといえるものです。それから、採点者につきましては、これも各学校でいろいろされておられるようです。中学校は教科担任制ですし、小学校においては、場合によっては管理職が採点されておられるということも伺っておりますが、そのことについては各学校にお任せしております。それから、県の学力調査については、昨年から12月の実施になり、今年は12月13日と14日に実施することにしております。今年の全国学力調査の問題をお配りしておりますので、参考にご覧ください。

教育長 去年からこれでやって、少なくとも学校の教職員みんなでやってみて、文部科学省の学習指導要領が何を狙っているかということについて、かなり共通理解ができてきていると聞いております。そのうえで、自校採点をしてどうするかということでもありますし、小さい学校は相当具体的な状況が掴めているということで、改善に活かされているようです。自校採点も含めて、いろいろと意見があつて、過去の問題を相当やっているところが点が上がっているのではないかという意見も寄せられています。通常の学校では、こういう長文の読解問題はあまりやらないので、こういう問題になれる、あるいは読み解くところのスキルを上げるという動機づけのためには、過去の問題をやるということもそれはそれで意味があることで、点を挙げるためのトレーニングとは間違えないようにしないと県の会議の中でも話がありました。以上ですが、何かご質問はありませんか。

委員 (なし)

教育長 続きまして、山村留学について、山村留学センターから願ひします。

山村センター長 まず、長期山村留学についてですが、平成27年度末現在、12期生になります9人がこの3月で修園を迎えました。これまでの長

期留学生は76人、2年、3年と継続する子どもがいますので、延べ人数は152人です。平成28年度の13期生は、継続生は5名、新規6名の11人です。小学5年生から中学3年生までの男の子8人、女の子3人です。今年は小学校も中学校も校長先生やこれまでいろいろお世話になった教員の異動もあり、試行錯誤しながら今年の入園が無事終えられました。今後取り組むべき事項として、(1)長期留学生の安定確保で、この課題は三瓶の場合は、農家での受け入れをしてもらっていますので、受け入れ農家、里親農家と言いますがこの確保が喫緊の課題です。今年は11人の留学生を3件の農家さんで受け入れをしていただきます。1件当たり3人から4人となりますので、農家さんの負担が大きいと思います。(4)山村留学の魅力化に着手として、今年度教育ビジョンに基づいて教育の魅力化の一翼として「山村留学の魅力化」に着手する考えであります。具体的には、あり方検討委員会を7月くらいから立ち上げて、地域おこし協力隊員をセンターに配置するというので、予定しております。以上です。

教育長 もう1件くらい受け入れ農家さんがあるといいのですが、大きな課題でもありますので、あり方検討会でも議論になると思います。山村留学については以上です。続いて、大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱の一部改正について、石見銀山課からお願いします。

遠藤課長 それでは、資料の2頁をご覧ください。大田市石見銀山基金事業費補助金交付要綱の一部改正ということで、改正の理由ですが、補助金の概算払い請求及び精算払請求に伴う補助事業者の事務手続きを円滑に行うため、概算払請求に対応する様式を定めるものです。これまで、概算払請求については要綱上制度としてはありましたが、様式を定めていませんでしたので、この度新たに様式を定めました。改正の内容は、第7条第2項に「補助事業完了前に補助金の一部を受けようとするときは大田市石見銀山基金事業費概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない」ということを付け加えています。3頁以降に新旧対照表を載せております。10頁にありますのが、この度定めた概算払請求書の様式です。以上です。

教育長 概算払というものについてももう少し説明してもらえませんか。
遠藤課長 第7条の1項を見ていただきますと、「補助金は、補助事業が完了した後に交付するものとする。」としており、原則は事業完了後の交付となりますが、「ただし、市長が特に必要があると認めたと

きは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。」ことから、これが概算払に該当します。事業によっては事前に経費が必要な場合がありますので、それについては、概算払で交付できることとしています。

教 育 長 以上でよろしいでしょうか。

委 員 はい。

教 育 長 それでは、その他の項目に挙げておりますが、学校再編についてです。資料をお配りしておりますが、次回の定例教育委員会以降になろうかと思いますが、資料を整えて、学校再編についてどういうふうこれから検討するかということ始めていくことになります。今日の資料はこれまでの成果と現状であります。これについては、閉会后説明をさせていただきます。以上です。それでは、予定の議題等は全て終了致しました。来月の教育委員会は5月19日です。よろしく願いいたします。

7. 閉 会

教 育 長 以上をもちまして、第4回大田市教育委員会定例会を閉会いたします。